

2013年 月 日

内閣総理大臣 安倍晋三 殿
厚生労働大臣 田村憲久 殿

介護保険制度の改善を求める緊急要請署名

2012年8月に成立した「社会保障制度改革推進法（以下、推進法）」に基づき、医療、介護、年金、保育さらに生活保護等の国民の命と生活に密接にかかわる分野における「改革」が進められています。「推進法」は憲法25条に定められた国民の生存権、健康権を阻害し、社会保障制度を破壊・解体に追い込むものです。

介護保険においても、利用者の負担増、軽度者の切り捨てなどが検討され、利用者、事業者をはじめ介護現場で働く人たちにさまざまな影響を及ぼしています。

ヘルパーの生活援助時間短縮による利用者の日常生活への深刻な困難や、訪問介護等の介護報酬の引き下げにより、小規模事業所では事業の縮小・廃止を余儀なくされる場所も出てきています。

さらに、介護保険料や利用料の負担は大きく、必要なサービスであっても利用を断念するケースが増えています。特養などの施設に入所できない事態も、介護現場の慢性的な人手不足も厳しくなっています。

介護サービス利用者と介護現場が抱える困難を早急に改善し、介護に働くすべての職員が生き生きと働けるよう、介護保険制度の改善を緊急に要請します。

<要請項目>

- 1 保険料、利用料などの費用負担を軽減すること
- 2 生活援助の見直しを撤回し、利用者が安心して生活できるよう内容を拡充すること
- 3 国の責任で、施設の人員配置基準の引き上げや、抜本的な処遇改善を実施すること
- 4 利用料負担の2割化、軽度者の切り捨て等の検討をやめること

氏名	住所

《取り扱い団体》

全日本民主医療機関連合会

〒113-8465 東京都文京区湯島 2-4-4-7F

TEL03-5842-6451 FAX03-5842-6460

中央社会保障推進協議会

〒110-0013 東京都台東区入谷 1-9-5-5F

TEL03-5808-5344 FAX03-5808-5345